

※参考 支援給付関係法令等

○「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」(平成6年4月6日法律第30号)

○「生活保護法」(昭和25年5月4日法律第144号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について」
(第12次改正平成25年3月29日付け社援発0329第23号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領について」
(第6次改正平成25年3月29日付け社援発0329第24号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領について」
(第4次改正平成25年3月29日付け社援発0329第25号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて」
(第9次改正平成25年3月29日付け社援企発0329第2号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領の取扱いについて」
(第3次改正平成25年3月29日付け社援企発0329第1号)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領の取扱いについて」
(第3次改正平成23年3月31日付け社援企発0331第2号)

「支援給付関係法令通知集及び支援策問答集の送付について」(平成24年7月11日付け社援対発0711第1号)

※ 支援給付関係法令通知集及び中国残留邦人等に対する支援策問答集は平成25年8月を目途に改訂する予定。

コ 支援・相談員の配置

(7) 趣旨

支援給付の実施機関に、中国残留邦人等に理解が深く、中国語又はロシア語ができる支援・相談員を配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。

(イ) 業務内容

- a 支援給付を行う職員の補助業務
- b 単独又は必要に応じて職員と同行し、家庭訪問を行い、中国残留邦人等の日常生活上抱えている問題点を踏まえ、「中国帰国者等への地域生活支援プログラム」による中国残留邦人等に最も適した支援メニューを助言
- c 自立支援通訳等派遣業務
- d 中国残留邦人等地域生活支援事業の企画・立案
- e その他、日常生活上の相談等

(ウ) 実施主体

都道府県、市町村(特別区を含む)が行う。

(イ) 支援・相談員の選任

実施主体は概ね次の要件を備える者のうちから支援・相談員としてふさわしい者を選任する。

- a 中国残留邦人等に深い関心を持ち、言葉の問題、生活習慣の違いや中国(ロシア)在住時、帰国後の苦労を十分に理解していること。
- b 中国残留邦人等の言葉(中国語又はロシア語)と日本語との通訳能力を有すること。
- c 支援の対象となる者が、日本語会話に支障が無い場合はbの要件を要しない。

(イ) 支援・相談員の確保

- a 実施主体は支援・相談員による中国残留邦人等への支援が円滑に行われるよう公募等を行い、特に中国残留邦人等の子供、孫や中国語、ロシア語の通訳経験者等を確保するよう努められたい。
- b 市や福祉事務所を管理する町村が支援・相談員を確保できない場合は、当該市町村を管轄する都道府県がそれらの市町村に代わり実施主体となって支援・相談員を配置することができるので留意願いたい。
その場合、市町村は引き続き支援・相談員を確保するよう努めること。

(ロ) 配置方法

支援給付の実施機関に配置するが、支援給付の対象世帯が少ないなどにより、管轄の支援給付実施機関に支援・相談員を配置することが困難な場合、都道府県が代わりに本庁に配置することも可能である。

(ハ) 支援・相談員に対する研修の実施

- a 都道府県は、管内に配置又は配置予定の支援・相談員に対し、業務にあたっての基礎的な知識、心構え等が修得できるよう、中国残留邦人等施策及び支援給付等に関する研修会を実施し、支援・相談員の資質の向上に努めること。(年1回以上の研修会が望ましい)
- b 研修に当たっては、支援・相談員に対し、中国残留邦人等の置かれている特別の事情を深く理解し懇切丁寧な対応を行うこと。

(ニ) 留意事項

支援・相談員は、業務を行うに当たって、中国残留邦人等の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ること。
支援・相談員は、業務を行うに当たって、実施主体と緊密な連携を保つこと。

(ケ) 費用負担について

支援・相談員の雇上費等は厚生労働省より(目)遺族及留守家族等援護事務委託費により交付する。
委託費の執行は「援護費及び事務委託費の経理取扱要領」に留意されたい。
国からの委託費を実施主体が執行するためには、都道府県での国の支出負担行為担当官と都道府県、の実施主体の長の間で委託契約を締結する必要がある(参考資料参照)。

※参考

- 「支援・相談員の配置について」(平成20年3月31日付け社援発第0331025号)
- 「支援・相談員の配置について」の一部改正について(平成21年3月31日付け社援発第0331047号)
- 「援護費及び事務委託費の経理取扱要領の一部改正について」(平成25年3月29日付社援発0329第27号)
- 「「支援・相談員の配置等に関する実施要領」の取扱いについて」(平成20年3月31日付け社援対発第0331001号)
- 「「支援・相談員の配置等に関する実施要領」の取扱いについて」の一部改正について(平成21年3月31日付け社援対発第33100号)
- 「中国残留邦人等の新たな支援策に対する質疑要望への回答について」(平成20年6月2日付け社援対発第0602005号)